

保護者の皆さまへ

岩内町教育委員会
教育長 三 浦 宣 彦

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より町の教育行政にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症はいまだ大きな広がりを見せ、本町の小中学校においても、一部の学級又は学校において閉鎖を余儀なくされる事態が発生しております。

これまで教育委員会では、保育所及び小中学校において学級等が閉鎖となった場合、安全確保と感染拡大の防止の観点から、当該学級等に在籍する児童生徒と同居されているきょうだい児童生徒についても、登校を控えていただくようご協力をお願いしてきただけであります。

しかしながら、こうした児童生徒を守るための対応も感染拡大が長引くことにより、学習機会の確保や部活動、少年団活動等へ影響を及ぼしかねないこと、また、国においても陽性者の療養期間や濃厚接触者の待機期間、あるいは修学旅行や部活動の大会への参加等の取扱等の見直しなど、感染対策に係る基本的対処方針の変更が随時行われていることから、各自治体においても地域の実情に合った臨機応変な対応が求められているところであります。

教育委員会といたしましては、こうした学校活動への影響や国の対処方針の変更の現状等を踏まえ、学校とも協議し総合的に判断した結果、これまで行ってきた『**学級等閉鎖になった場合、当該児童生徒と同居するきょうだいの登所・登校を控えていただく**』という一律の対応を取りやめることといたしました。

各ご家庭におかれましては、今後も以下の点に留意され、児童生徒の安全と学習機会の確保等のため、引き続き、保護者の皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱変更時期

令和4年11月8日（火）以降とします。

2. 変更後の留意点

今回は一律の取扱を見直すものでありますが、感染の経緯や拡大状況等によっては、児童生徒の登所・登校を控えていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 保護者へのお願い

ご家庭におきましても次の点に留意しながら、引き続き感染対策をお願いします。

①基本的な感染対策の徹底

3密の回避、マスク着用、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生など

②体調不良者への対応

何らかの症状がある場合や体調が優れない場合は、早めに医療機関を受診する。

③換気対策の実施

冬期間は必要以上の気温低下を防ぎつつ、常時換気に取り組むなどの対策を講じる。